

第6章 公害苦情相談



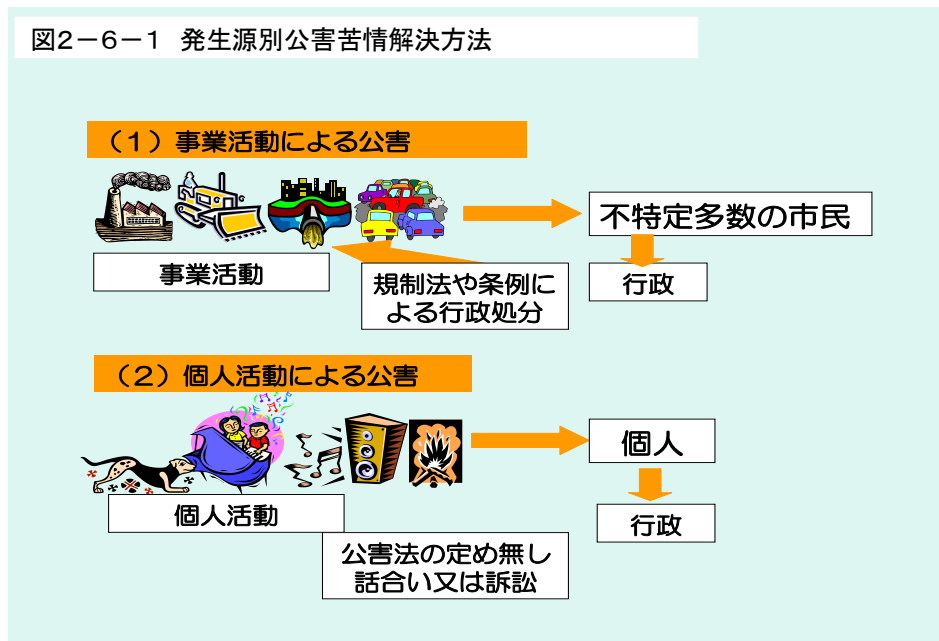
(環境省平成 19 年度「近隣騒音防止ポスター」)

1 概要

環境基本法の「公害」の定義は「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずること。」となっています。

これによれば、公害の発生源については2つあり、第一は「事業活動」であり、第二は「人の活動」となっています。前者については、法令や条例での規制値を根拠にして、行政による指導・勧告・命令により解決が可能ですが、後者については、公害関係法での定めはなく、その解決には原則として当事者間での話し合いや最終的には司法判断ということになります。近年は、近所づきあいの希薄化や住民の権利意識の高まりにより、個人対個人による問題が公害苦情相談として寄せられる例が多く見受けられます。

図2-6-1 発生源別公害苦情解決方法



2 公害苦情相談の現状

表2-6-1 典型7公害別公害苦情相談件数

年度 分野	17年度	18年度	19年度	小計	公害別 構成比
大気汚染	11	9	9	29	27%
水質汚濁	1	0	0	1	1%
土壌汚染	0	0	0	0	0%
騒音	14	20	14	48	43%
振動	0	2	1	3	3%
地盤沈下	0	0	1	1	1%
悪臭	8	6	11	25	23%
その他	0	2	0	2	2%
計	34	39	36	109	100%

過去3年間の公害苦情相談件数を典型7公害別にまとめたのが、表2-6-1です。年間の苦情件数については、平均36.3件で、年ごとの大きな変動はありません。典型7公害別では、年ごとに若干の差はありますが、いずれの年も騒音、大気汚染、悪臭の相談が多く、3年間の合計では、この3分野で93%を占めています。

近年の都市化の進展や環境に対する意識の高まりなどを背景として、事業活動による公害苦情相談に加え、近隣騒音などに関する都市型・生活型の公害にかかわる苦情や、将来の公害発生を懸念し、良好な生活環境の保全を求める苦情なども増加していることから、ここ数年、国の公害苦情相談のとらえかたが変わってきました。

その内容は、いわゆる「民・民」間の問題や、今後への不安（現在は実際に公害は起きていない）についても、公害苦情相談として扱い、公害紛争処理法による処理をすすめる方向を示したことです。またこれらとあわせ、苦情相談処理入力システムの整備が行われました。

習志野市は、平成 19 年度までは、個人間の苦情相談等について、対応はしていましたが、カウントはしていませんでした。しかし、上記のような変更を受け、平成 20 年度より公害苦情相談記録の範囲を拡大しました。これを含め、原因者別（事業活動か個人活動か）に整理したのが、表 2-6-2 です。

表2-6-2 公害苦情相談件数(構成比%)

年度 分野	17年度	18年度	19年度	17年度～19年度小計			20年度(4月-11月)		
				事業	個人	不明等	事業	個人	不明等
大気 汚染	11	9	9	29 (27%)			13 (25%)		
				13 (45%)	6 (21%)	10 (34%)	3 (23%)	6 (46%)	4 (31%)
水質 汚濁	1	0	0	1 (1%)			0		
				1(100%)	0	0	0	0	0
土壌 汚染	0	0	0	0			1 (2%)		
				0	0	0	1(100%)	0	0
騒音	14	20	14	48 (44%)			27 (52%)		
				35 (72%)	6 (13%)	7 (15%)	18 (67%)	6 (22%)	3 (11%)
振動	0	2	1	3 (3%)			4 (8%)		
				3(100%)	0	0	4(100%)	0	0
地盤 沈下	0	0	1	1 (1%)			0		
				1(100%)	0	0	0	0	0
悪臭	8	6	11	25 (23%)			6 (12%)		
				10 (40%)	2 (8%)	13 (52%)	0	2 (33%)	4 (67%)
その他	0	2	0	2 (2%)			1 (2%)		
				0	0	2(100%)	1(100%)	0	0
計	34	39	36	109 (100%)			52 (100%)		
				63 (58%)	14 (13%)	32 (29%)	27 (52%)	14 (27%)	11 (21%)

苦情件数で見ると、平成 20 年度は 4 月から 11 月までの 8 か月間で 52 件あり、このペースでいくと年間で 70 件を超え、19 年度の約 2 倍となります。原因者別で見ると、事業者と個人の比率が、19 年度まででは、4.5 対 1 であったものが、20 年度では 2 対 1 となっており、相対的に個人活動によるものの比率が高くなっています。この原因は、いわゆる個人間の相談等をカウントしたことによりですが、この数字が、公害苦情相談の実態を表しています。個人間の公害苦情相談の例としては、庭先での野焼き（大気汚染）、隣家での自動車のふかし音、集合住宅での上階の子供の足音（騒音）、家庭菜園の肥料のにおい（悪臭）などがあります。

典型 7 公害別で 19 年度までと 20 年度を比較すると、騒音・大気汚染・悪臭の占める割合が高いことには変わりはありません。同じく、典型 7 公害を原因者別で比較すると、20 年度のほうが、大気汚染、騒音では個人が原因である割合が高く、大気汚染では野焼き、騒音では近隣騒音が主な要因です。

また、悪臭について「不明等」の割合が高いのは、悪臭は一過性のものが多く、調査をしても発生源を特定することが難しいことによるものです。